

【診断書作成の際の留意事項】

1 年齢による区分
18歳以上と18歳未満とで認定基準が異なり、診断書も別の様式となっていますので、必ず年齢によって該当する診断書を作成してください。

2 臨床所見、胸部エックス線所見、心電図所見
(18歳未満ではさらに)心エコー図、冠動脈造影所見
それぞれの項目について、有無いずれかに 印を付けてください。
心胸比は必ず算出して記入してください。
STの低下については、その程度を何mVと必ず記入してください。
(この場合、単位を間違えないようにしてください。)
胸部エックス線所見、心電図所見等は、症状増悪による緊急入院時などの急性期ではなく安定期の所見で、診断日から直近のものを記入してください。

3 活動能力の程度
(18歳以上用) 養護の区分
(18歳未満用)
障害程度の認定は、原則として、「活動能力の程度」(「養護の区分」)とこれを裏づける心電図所見等の客観的所見とにより行っており、「活動能力の程度」(「養護の区分」)が重要な意味を持っています。
診断書作成の際にはこの点に留意のうえ、該当する項目を選んでください。

なお、等級との関係は次のとおりですので、参考としてください。

等級	活動能力の程度 (18歳以上用)	養護の区分 (18歳未満用)
非該当	ア	(1)
4級相当	イ、ウ	(2)、(3)
3級相当	エ	(4)
1級相当	オ	(5)

4 ペースメーカー等の植え込み(植え込み直後)の診断
ペースメーカー等の適応度がクラス、の場合、ペースメーカー等の植え込み手術による身体活動への影響がみられなくなった時期に診断書を作成してください。

先天性疾患により植え込みをしたものを除き、植え込みから3年以内の期間に再認定を実施しますので、3年以内の再認定の時期を記入してください(ただし、4級の場合は除きます。)